

# 未来投資会議 構造改革徹底推進会合

---

令和元年11月18日

国土交通省

# 「竹中会長提出資料」の進捗状況

総合政策局

「竹中会長提出資料」における記載	進捗状況
<p>優先交渉権者の選定を二段階で行う公共施設等運営権事業において、第一段階の審査において設定すべき資格基準や定量的評価基準、失格基準などの審査のあり方を考えるために、案件経験の豊富な国交省航空局において海外事例の調査やこれまでの経験からの示唆の整理を行い、結果を内閣府に報告する。内閣府においては、調査結果に加え、民間事業者やこれまでに取り組んだ事業のある関係府省の意見を整理し、これも踏まえてガイドラインを策定する。【内閣府PPP/PFI 推進室、国交省下水道部、国交省道路局、国交省航空局、国交省観光庁、国交省総合政策局、文部科学省、法務省矯正局】</p>	<p>空港については、国内外の事例を調査・整理するとともに、空港コンセッション検証会議において、民間事業者の意見も踏まえた提言が行われた。これらについて、報告を行ったところ。また道路及び下水道についても、内閣府からの依頼に基づき、第一段階の審査内容・基準等、第二段階の審査結果が出るまでの情報開示の方法等について、その内容を内閣府に報告したところ。</p>
<p>優先交渉権者の選定を二段階で行う公共施設等運営権事業において、第一段階の審査結果が出てから、第二段階の審査結果が出るまでの間の情報開示の方法について、民間事業者やこれまでに取り組んだ事業のある関係府省の意見を整理し、これも踏まえて内閣府においてガイドラインを策定する。【内閣府PPP/PFI 推進室、国交省下水道部、国交省道路局、国交省航空局、国交省観光庁、文科省、法務省矯正局】</p>	

## 「竹中会長提出資料」における記載

経済財政諮問会議での議論と連携して、北海道7空港における公共施設等運営権事業をモデルに、国の行う公共施設等運営権事業において、運営権対価を運営権ガイドラインの趣旨に沿って契約当初に支払われる一括払いで運営権者から国に支払わせた場合、当該対価が国に将来入るはずであった収入を前払いさせる性質を持つことを考慮し、対価の一定部分の国側での活用は将来必要となる投資に複数年に渡って充てることとする。

公共施設等運営権制度を所管する内閣府及び、自ら大規模な公共施設等運営権事業を実施する国土交通省航空局は、「参事官級以上(参事官級以上の給与待遇を受ける責任ある職務を含む)」と「企業からの出向(退職出向を含む)ではない専任人材」という条件を満たす公共施設等運営権に関連する専門性と豊富な経験を持つ民間人材を速やかに配置し、体制の強化を図る。なお、人材の活用を行うに当たっては、広く公募し、適材適所の選定を行う。

北海道における7空港(新千歳空港・函館空港・釧路空港・稚内空港・女満別空港・旭川空港・帯広空港)での公共施設等運営権の活用において、前例のない数の空港を国や地方公共団体から運営権者に、安全性を損ねないように引き継ぐことになる。これを円滑に進めるためにPFI法に基づく国家公務員及び地方公務員の派遣を応募者が希望する場合には、国土交通省航空局は、応募者が必要と考える初期段階の引継期間を与条件なく提案させると共に、意向確認のヒアリングを行い、その結果を内閣府に報告する。その提案と現行のガイドラインの規定に矛盾が生じる場合には、内閣府において、運営権ガイドライン見直しの必要の可否について検討し、応募者の要望が正当である場合にはこれを踏まえて改定するものとする。

## 進捗状況

北海道における7空港のコンセッションについては、令和元年10月に北海道エアポート(株)との間で実施契約を締結。今後、国は運営権対価を収受する予定。なお、決算において歳入が歳出を上回った場合には、決算剰余金として翌年度の歳入に繰り入れることにより、実質的に運営権対価を複数年で活用できる仕組みとなっているところ。

専門的知識と豊富な経験を有する専任の民間人材について、平成31年4月から責任ある立場で登用するために公募手続きを実施。応募がなかったため、引き続き、令和元年度中に登用するために、公募条件等の見直しについて検討を行い、今後公募を行う予定。

第一次審査を通過した応募者との競争的対話等のプロセスにおいて、希望する派遣期間の長さを意向確認したところ、事業の初期段階(5年間)を超える要望はなかった。あわせて、派遣職員の人数の上限についても意向確認したところ、1名増とする要望があり、これに応じた。以上について、内閣府に報告を行ったところ。

## 「竹中会長提出資料」における記載

混合型の公共施設等運営権事業を行う場合で、その事業に国庫補助が行われる場合の「契約額の妥当性」、「施設の仕様の妥当性」、「契約手続きの合規性」が確保されていることを確認するために必要な仕組みを関係府省において整理し、地方公共団体に対して周知する。合わせて関係府省は、自ら(関係府省と関係する団体も含む)で有する標準仕様書や設計指針等において運営権者が行う創意工夫の取組を積極的に取り込むよう、今後の各分野の先行案件の取組みに合わせて、改定を行う(関係する団体に対しては関係府省が改定を働きかける)こととする。

安全性に配慮することを前提に、国内線の保安区域内への旅客以外の者の入場、同区域への厨房機器等の持込み、国内線と国際線の保安検査の二段階化とCIQ施設の移設を可能とする仕組みの導入又は運用の明確化について、運営権者の対応に合わせて検討する。

国と運営権者の間で区分所有されているCIQ施設について、運営権者への所有権移転及び国への貸与を進め、ターミナルビル内の柔軟なレイアウト変更を可能にすること運営権者の対応に合わせて検討する。

## 進捗状況

契約の妥当性等については、地方管理者において工事の性能や金額の確認等を行うこと等を明記した周知文書を出したところ。  
また、空港整備に係る仕様書等の改定については、管理者に対し、具体的なニーズや事例を把握した場合には、国土交通省に相談するよう通知を出したところ。

国内線の保安区域内への旅客以外の者の入場を可能とする仕組みの導入に関しては、平成30年5月30日に国において関連規程を改正したことにより、運営権者(仙台空港)による対応が可能となっている。現在、運営権者による計画内容の具体化が進められているところ。このほか保安区域への厨房機器等の持込み、国内線と国際線の保安検査の二段階化とCIQ施設の移設を可能とする仕組みの導入又は運用の明確化については、現行制度で対応可能である旨、運営権者(仙台空港)に伝達済みであり、運営権者において計画内容の具体化を進めているところ。

運営権者(仙台空港)の要望を踏まえ、関係省庁と検討を実施。現在は、運営権者において計画内容の具体化を進めており、今後関係省庁に提示予定。

# 「竹中会長提出資料」の進捗状況

航空局

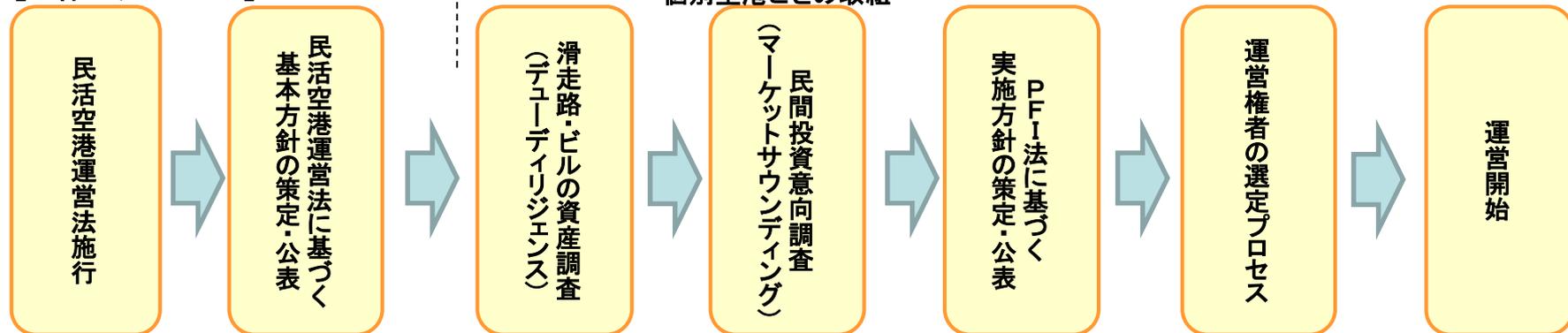
「竹中会長提出資料」における記載	進捗状況
<p>北海道における7空港(新千歳空港・函館空港・釧路空港・稚内空港・女満別空港・旭川空港・帯広空港)での公共施設等運営権の活用については、広域的な観光周遊ルート形成などの観光戦略の観点から、「未来投資戦略2017」に記載した5原則に基づいて具体化・推進し、昨年3月に出された実施方針に基づいて、競争環境を作った上で、2019年までの運営権者選定を図る。</p>	<p>北海道における7空港については、本年7月に優先交渉権者を選定し、当該優先交渉権者が設立したSPCとの間で本年10月に実施契約を締結したところ。</p>
<p>空港分野で過去に運営権者の決定した公共施設等運営権事業について、優先交渉権者の提示した事業価値の総額(運営権対価とビル会社等の企業価値の合計額)と、運営開始前年度のEBITDAの比率を整理し、諸外国での数値と比較し、留意点などがないか検討し、報告する。</p>	<p>運営開始前年度のEBITDAが公表されている仙台空港・高松空港において、優先交渉権者の提示した事業価値の総額と民間委託前のEBITDAとの比率を整理したところ、国際的な水準と比較して特に高い水準とはなっていない。</p>

航空局

「PPP/PFI推進アクションプラン(令和元年改定版)」における記載	進捗状況
<p>①空港平成26年度から平成28年度までの集中強化期間中の数値目標は達成した。一方で、平成29年度以降も案件が継続していることから、重点分野に引き続き指定する。空港運営の自由度を高め、既存ストックを活用した新規需要の開拓や交流人口の拡大による地域活性化に資するため、次に掲げる措置等により、地方管理空港を含め、原則として全ての空港へのコンセッションの導入を促進する。なお、国管理空港のコンセッションにおける外部有識者の検証結果を今後の案件に反映していく。</p>	<p>国管理空港について、仙台空港(平成28年7月～)・高松空港(平成30年4月～)・福岡空港(平成31年4月～)において、それぞれ民間事業者による空港運営事業を開始した。 その他の国管理空港についても、熊本空港および北海道内7空港(うち3空港は地方管理空港)において、令和2年度からの運営開始に向けて実施契約を締結するとともに、広島空港においても運営委託に向けた手続きを進めている。 地方管理空港については、神戸空港(平成30年4月～)・静岡空港(平成31年4月～)等において、それぞれ運営を開始した。今後も、アクションプランに掲げられた措置等により空港コンセッションの導入を促進していく予定。</p>

# 空港運営の民間委託に関する検討状況

## 【全体スケジュール】



## 個別空港ごとの取組

空港名	基本方針策定	資産調査	市場調査	実施方針策定	運営権者選定	運営開始
仙台空港	H25	H25.11～	H26.4	H26.6～ H27.9.11 優先交渉権者として東急前田豊通グループを選定	H28.7～ 仙台国際空港株式会社による運営開始	
高松空港	～H26	H27.10～	H28.7	H28.9～ H29.7.26 優先交渉権者として三菱地所・大成建設・パシコグループを選定	H30.4～ 高松空港株式会社による運営開始	
福岡空港	～H27	H28.7～	H29.3	H29.5～ H30.5.16 優先交渉権者として福岡エアポートHDグループを選定	H31.4～ 福岡国際空港株式会社による運営開始	
北海道内7空港	～H29	H29.7～	H30.3	H30.4～ R1.7.3 優先交渉権者として北海道エアポートグループを選定	R2.1～ 7空港一体のビル経営開始 R2.6～ 新千歳空港 R2.10～ 旭川空港 R3.3～ 稚内・釧路・函館・帯広・女満別空港	
熊本空港	～H29	H29.6～	H30.1	H30.3～ H31.3.28 優先交渉権者としてMSJA・熊本コンソーシアムを選定	R2.4～ 熊本国際空港株式会社による運営開始予定	
広島空港	～H29	H29.10～	H31.3	R1.6～	R3.4～	

※関西・伊丹空港(H28.4)、但馬空港(H27.1)、神戸空港(H30.4)、鳥取空港(H30.7)、静岡空港(H31.4)、南紀白浜空港(H31.4)では、運営の民間委託を開始

## 「竹中会長提出資料」における記載

混合型の公共施設等運営権事業を行う場合で、その事業に国庫補助が行われる場合の「契約額の妥当性」、「施設の仕様の妥当性」、「契約手続きの合规性」が確保されていることを確認するために必要な仕組みを関係府省において整理し、地方公共団体に対して周知する。合わせて関係府省は、自ら(関係府省と関係する団体も含む)で有する標準仕様書や設計指針等において運営権者が行う創意工夫の取組を積極的に取り込むよう、今後の各分野の先行案件の取組みに合わせて、改定を行う(関係する団体に対しては関係府省が改定を働きかける)こととする。【国交省航空局、国交省下水道部、厚労省医薬・生活衛生局(水道関係)】

## 進捗状況

## 【国土交通省】

## [下水道]

## &lt;契約額の妥当性等の確認&gt;

・平成31年3月に下水道コンセッションガイドラインを改正し、混合型の公共施設等運営事業に国庫補助等が行われる場合、管理者が性能や金額の確認を行うこと等を明記し、周知している。

## &lt;標準仕様書等の改定&gt;

・浜松市における創意工夫の取組事例について把握に努めているところであり、今後、事例の蓄積を踏まえ、必要に応じ、技術評価を行いつつ、設計指針等への反映を検討する予定。

 「PPP/PFI推進アクションプラン  
(令和元年改定版)」における記載

## 下水道

平成26年度から平成29年度までの集中強化期間中の数値目標については、事業開始1件、実施方針策定1件のほか、事業実施に向けて具体的な検討を行っている段階の4件を合わせて6件を達成した。ただし、6件のうち実施方針の策定完了済みという手続きまで到達している案件は2件であるため、引き続き重点分野とし、6件の実施方針の策定完了の達成までフォローアップを続けるものとする。なお、6件の実施方針の策定完了までの目標期間を令和元年度末までとする。

## 進捗状況

・浜松市が平成30年4月に業務を開始した。高知県須崎市において、平成31年1月に優先交渉権者を選定し、導入に向けた手続きが進められているところ。

・また、奈良市・三浦市・宇部市・村田町・宮城県においてデューデリジェンスを実施しており、宮城県では年内に実施方針を策定する見通し。  
・コンセッション事業の更なる具体の案件形成を行うため、首長等へのトップセールスを実施し、アクションプランにおける数値目標達成に向けて取り組んでいるところ。

・さらに、「下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会」等において、コンセッション事業等に関する知見やノウハウを共有し、地方公共団体によるコンセッション事業等の活用を推進している。

## <事業概要>

人口:80.3万人(平成31年3月時点)

対象事業:処理場(1箇所)・ポンプ場(2箇所)(西遠処理区=浜松市内最大処理区)の維持管理・機械電気設備改築更新

事業期間:20年間

## <運営権者>

浜松ウォーターシンフォニー株式会社

(ヴェオリア・ジャパン、ヴェオリア・ジェネッツ、JFEエンジニアリング、オリックス・須山建設・東急建設が設立した特別目的会社)



- ・効率的な維持管理や改築
- ・VFM 14.4%(優先交渉権者提案時)
- ・運営権対価:25億円

## <事業対象施設の位置図>



## <スケジュール>

平成25年度	導入可能性調査
平成26年度	デューデリジェンス実施
平成28年2月	実施方針に関する条例制定 実施方針策定
平成28年4月	静岡県より対象施設移管 包括的民間委託開始
平成28年5月	事業者公募
平成29年3月	優先交渉権者選定結果の公表
平成29年10月	運営権設定・実施契約締結
平成30年4月	コンセッション事業開始

## <事業概要>

人口:2.2万人(平成31年3月末時点)

対象事業:処理場(1箇所)・管路(10km)の維持管理、事業  
経営の観点から見た計画策定  
漁業集落排水処理施設等の維持管理の包括的  
民間委託とパッケージ化

事業期間:20年間

優先交渉権者:「NJS・四国ポンプセンター・日立造船中国  
工事・PFI推進機構・四国銀行」グループ

## <事業対象施設の位置図>



## <スケジュール>

平成28年度	PFI法第6条に基づく民間提案を受付 導入可能性調査
平成29年度	デューデリジェンス実施
平成29年12月	実施方針に関する条例制定
平成30年2月	実施方針策定
平成30年8月	事業者公募
平成31年2月	優先交渉権者選定結果の公表
令和元年12月	運営権設定・実施契約締結(予定)
令和2年4月	コンセッション事業開始(予定)

対象事業		事業方式
下水道	下水道管渠 (污水)	経営、企画、維持管理(巡視・点検、清掃、 修繕) 公共施設等運営事業
	終末処理場	経営、企画、維持管理(維持、修繕) 【~令和5年度末:予定】 包括的民間委託 【予定:令和6年度~】 公共施設等運営事業
	雨水ポンプ場	保守点検 委託(仕様発注)
	下水道管渠 (雨水)	維持管理(維持) 委託(仕様発注)
漁集	浄化槽	維持管理(維持、修繕) 包括的民間委託
	中継ポンプ施設	維持管理(維持、修繕) 包括的民間委託
クリーンセンター		運転管理、維持管理(維持) 包括的民間委託

事業スキーム (公共施設等運営事業 + 包括的民間委託等)

# 「竹中会長提出資料」の進捗状況

港湾局

「竹中会長提出資料」における記載	進捗状況
<p>クルーズ船旅客ターミナルについて、公共施設等運営権方式が活用されるよう、福岡市ウォーターフロント再開発・公共施設等運営権案件等において、海外の事例やユーザーのニーズを踏まえたスキーム構築を支援し、先行事例の形成を図る。</p> <p style="text-align: right;">【国交省港湾局】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スキーム構築を支援してきた福岡市ウォーターフロント地区再整備のコンセッション事業について、福岡市が基本スキームの素案を作成し民間サウンディングを実施した。(H31.2月～R1.8月)</li> <li>・現在、福岡市が民間サウンディングの意見を踏まえ、旅客ターミナルを始めとする民間施設の最適な公募方法等を検討しているところ。</li> </ul>

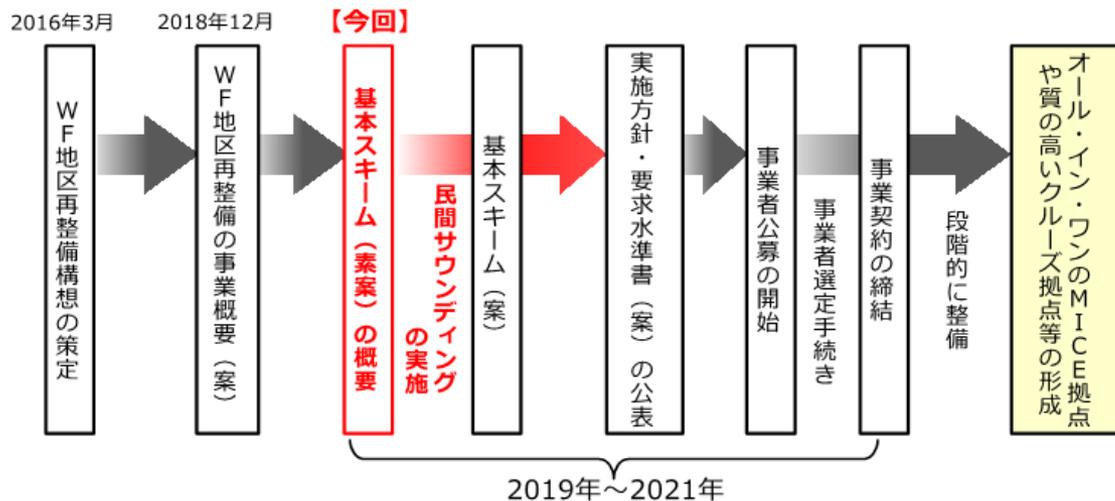
# 「成長戦略フォローアップ」の進捗状況 及び 「PPP/PFI推進アクションプラン(令和元年改定版)」の進捗状況

港湾局

「成長戦略フォローアップ」における記載 及び 「PPP/PFI推進アクションプラン (令和元年改定版)」における記載	進捗状況
<p>「PPP/PFI推進アクションプラン(令和元年改定版)」(令和元年6月21日民間資金等活用事業推進会議決定)のコンセッション重点分野である空港、上水道、下水道、道路、文教施設、公営住宅、クルーズ船向け旅客ターミナル施設、MICE施設、公営水力発電及び工業用水道について、数値目標達成に向けた取組を推進する。</p> <p>⑦クルーズ船向け旅客ターミナル施設            次に掲げる措置等により、平成29年度から令和元年度までを集中強化期間として、3件のコンセッション事業の具体化を目標とする。            福岡市ウォーターフロント再開発のコンセッション案件等において、海外の事例やユーザーのニーズを踏まえたスキーム構築を支援し、先行事例の形成を図る。(令和元年度まで)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スキーム構築を支援してきた福岡市ウォーターフロント地区再整備のコンセッション事業について、福岡市が基本スキームの素案を作成し民間サウンディングを実施した。(H31.2月～R1.8月)</li> <li>・現在、福岡市が民間サウンディングの意見を踏まえ、旅客ターミナルを始めとする民間施設の最適な公募方法等を検討しているところ。</li> <li>・その他の地域については、大阪市が整備・所有する旅客ターミナルの運営権を民間に委ねることを含むPFI事業の実施方針が令和元年5月に公表されたところであり、引き続き、案件形成を推進する。</li> </ul>

# 福岡市ウォーターフロント地区再整備の状況

## 整備スケジュール（案）



## 我が国港湾へのクルーズ船寄港回数

順位		2015	2016	2017	2018
1	博多	259	328	326	279
2	長崎	131	197	267	243
3	横浜	125	193	224	220

※ 4年連続で博多港が全国一位

## ＜事業手法のイメージ＞



観光庁

「PPP/PFI推進アクションプラン(令和元年改定版)」における記載	進捗状況
<p>平成29年度から令和元年度までを集中 強化期間として、6件のコンセッション事業の具体化を目標とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年度までの目標6件に対し、横浜市、愛知県においてコンセッション方式が採用され、そのうち<u>愛知県がコンセッション方式を採用したMICE施設として、国内で初めて運営を開始。福岡市においてもマーケットサウンディングを実施し、詳細を検討中。</u>札幌市、名古屋市、沖縄県において、導入可能性調査が終了し、そのうち<u>沖縄県については国土交通省「先導的官民連携支援事業」の支援を受け、今年度内にマーケットサウンディング及び一部デューデリジェンスを実施予定。</u>(令和元年11月18日現在)。</li> <li>・目標達成に向け、<u>今年度新たにコンセッション方式導入における解決すべき課題等の調査を支援する事業を実施しており、上記推進中の自治体とは別の同方式導入に関心のある3自治体を支援中。</u></li> <li>・また、個別の自治体に直接働き掛けを行うとともに、主要12都市が参加する「グローバルMICE都市・都市力強化対策本部」の場を活用し、直接働き掛けを行った他、「ブロックプラットフォーム」の場を活用し、愛知県の先行事例等について共有。また、観光庁HPにてコンセッション方式導入に関する情報を掲載。</li> </ul>

# MICE施設におけるコンセッション方式導入進捗状況

## 目標

- 平成29年度から令和元年度までを集中強化期間として、6件のコンセッション事業の具体化を目標とする。

## 進捗状況

- コンセッション方式を採用または採用意向の事業・・・3件(令和元年11月18日現在)
  - ①横浜市：横浜みなとみらい国際コンベンションセンター  
(平成29年3月、公共施設等運営権実施契約を横浜市と株式会社横浜国際平和会議場(パシフィコ横浜)が締結。)
  - ②愛知県：愛知県国際展示場  
(令和元年8月、コンセッション方式を採用したMICE施設として、国内で初めて運営開始。)
  - ③福岡市：ウォーターフロント地区 MICE施設  
(令和元年、マーケットサウンディングを実施し詳細を検討中。)
- コンセッション方式を検討中の事業・・・3件(令和元年11月18日現在)
  - ①札幌市：(仮称)新MICE施設
  - ②名古屋市：名古屋国際会議場
  - ③沖縄県：沖縄コンベンションセンターおよび万国津梁館(国土交通省「先導的官民連携支援事業」の支援を受け、今年度内にマーケットサウンディングおよび一部デューデリジェンスを実施予定。)

## 現在及び今後の取組

関係する府省・省内部局(内閣府PFI推進室、経済産業省、国土交通省都市局及び港湾局)の協力を得ながら、取組を実施。

- コンセッション方式導入に向け、解決すべき課題等の調査を支援する事業を今年度実施中。現在、上記推進中の自治体とは別の同方式導入に関心のある3自治体を支援。
- コンセッション方式導入も視野に入れて検討している自治体について、同方式の導入に向け直接働き掛け
  - ・名古屋市、神戸市、札幌市
- 地方自治体等のMICE関係者が集まる会議(※)の場を活用して、MICE施設に係るコンセッション方式導入のメリットや先行事例等について説明し、各都市における同方式導入を働きかけ
 

※第4回グローバルMICE都市・都市力強化対策本部(令和元年5月実施。なお、第5回の同会議(令和元年11月実施予定)でも同じく働きかけを行う予定。)

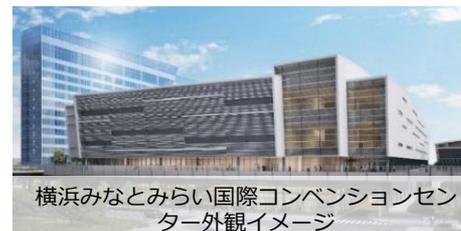
  - ・12のグローバルMICE都市に選定されている自治体・コンベンションビューローの局長クラス、観光庁、経済産業省、国際観光振興機構等を構成員とし開催。(グローバルMICE都市:東京都、横浜市、京都市、神戸市、福岡市、名古屋市・愛知県、大阪府・大阪市、札幌市、仙台市、千葉県・千葉市、広島市、北九州市)
- ブロックプラットフォームの場、具体的には国土交通省主催「コンセッション事業推進セミナー(令和2年1月実施予定)」の場を活用して、コンセッション方式導入のメリットや先行事例等について周知活動を展開予定。(愛知県より愛知県国際展示場の事例を共有予定。)
- 観光庁ウェブサイト上に、コンセッション方式導入に関する情報や関係省庁のウェブサイトリンクを掲載

- 財政状況が厳しさを増す中、我が国では、真に必要な社会資本の整備・維持管理・運営を的確に進めていくことが求められており、その推進には官民連携手法を活用することが重要である。
- 一方、自治体としてコンセッション方式という制度自体や導入にあたってのフロー等の検討が進んでおらず、導入自治体件数が伸び悩んでいる。
- 政府においても「PPP/PFI推進アクションプラン」を掲げ、**MICE分野については令和元年度まで集中強化期間として、6件のコンセッション方式採用を目標として設定**しているところ。その**導入検討にあたっての課題等調査の支援を行う**。

<既に契約済みのMICE  
コンセッション事例>



運営権対価  
: 8.82億円



運営権対価  
: 89.9億円

○ MICE施設におけるコンセッション方式導入を検討している自治体に対し専門家派遣を実施し、方式導入における解決すべき課題等の調査を支援する。

○ まだ検討に至っていない自治体がコンセッション方式導入を具体的に検討する際、参考となるよう報告書を取りまとめる。

## スキームイメージ



「PPP/PFI推進アクションプラン(令和元年改定版)」における記載	進捗状況
<p>④ 道路</p> <p>平成26年度から平成28年度までの集中強化期間中の数値目標は達成した。一方で、特区制度を活用して実施していることから、今後の全国展開の可能性を継続検討し、案件を掘り起こす必要があるために、重点分野に引き続き指定し次に掲げる措置等を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・愛知県道路公社の先行事例について、他の道路公社へのコンセッション事業の適用拡大を図るため、その成果等を情報収集しつつ、情報提供を始めとした横展開を図る。(平成28年度から)</li> </ul>	<p>愛知県道路公社の先行事例については、ブロックプラットフォームや関係者会議において、情報提供を実施してきており、また、愛知道路コンセッション株式会社においても、自らの取組についてセミナー等で情報発信をしていると承知。</p> <p>なお、千葉県においては、平成29年度の調査結果を踏まえ、今年度も引き続き検討中。</p>

# 愛知県道路公社におけるコンセッション制度の導入

## 経緯

- H24.2 愛知県から、有料道路分野に民間企業が参入できる特別の措置を求める構造改革特区提案
- H26.5 構造改革特区推進本部(本部長:内閣総理大臣)決定  
「民間事業者による公社管理有料道路の運営を可能とするため、公共施設等運営権を有する民間事業者  
に料金徴収権限を付与する等の道路整備特別措置法の特例を設けることとする。」
- H26.6 日本再興戦略(改訂)(閣議決定)  
構造改革特区推進本部決定に基づき早期に法制上の措置を講ずる
- H27.7 民間事業者による公社管理有料道路の運営を可能とする  
構造改革特別区域法一部改正法 成立(8月3日施行)
- H27.8 愛知県が国家戦略特別区域に指定
- H27.9 愛知県国家戦略特別区域会議が国家戦略特別区域計画を策定・申請(9月9日認定)
- H27.10.13 愛知県においてPFI法に基づく実施方針の公表(運営権対価:1,219.77億円以上)
- H27.11.16 愛知県においてPFI法に基づく募集要項の公表
- H28. 6 24 優先交渉権者の決定
- H28. 7.29 基本協定締結
- H28. 8.31 民間事業者との契約締結
- H28.10.1 民間事業者による運営開始

○優先交渉権者:「前田グループ」  
代表企業:前田建設工業株式会社  
構成企業:森トラスト株式会社、大和ハウス工業株式会社、  
大和リース株式会社、セントラルハイウェイ株式会社  
連携企業:Macquarie Corporate Holdings Limited

○運営権対価:1,377.00億円(うち一時金150.00億円)

# 愛知県道路公社におけるコンセッションの概要

発注者	愛知県道路公社	<p style="text-align: center;">対象路線図</p> 																														
対象路線	愛知県道路公社が管理する8路線(右図参照)																															
事業内容	<p>① 対象路線の維持管理・運營業務</p> <p>② 改築業務(知多4路線)</p> <p>③ 附帯事業及び任意事業</p>																															
運営権者	<p><b>愛知道路コンセッション株式会社</b></p> <p>(参考)優先交渉権者「前田グループ」          代表企業: 前田建設工業株式会社          構成企業: 森トラスト株式会社、大和ハウス工業株式会社、          大和リース株式会社、セントラルハイウェイ株式会社          連携企業: Macquarie Corporate Holdings Limited</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>路線名</th> <th>延長(km)</th> <th>料金徴収期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 知多半島道路</td> <td>20.9</td> <td>S45.7.15 ~ H58.3.31</td> </tr> <tr> <td>② 南知多道路</td> <td>19.6</td> <td>S45.3.1 ~ H58.3.31</td> </tr> <tr> <td>③ 知多横断道路</td> <td>8.5</td> <td>S56.4.1 ~ H58.3.31</td> </tr> <tr> <td>④ 中部国際空港連絡道路</td> <td>2.1</td> <td>H17.1.30 ~ H58.3.31</td> </tr> <tr> <td>⑤ 衣浦トンネル</td> <td>1.7</td> <td>S48.8.1 ~ H41.11.29</td> </tr> <tr> <td>⑥ 猿投グリーンロード</td> <td>13.1</td> <td>S47.4.1 ~ H41.6.22</td> </tr> <tr> <td>⑦ 衣浦豊田道路</td> <td>4.3</td> <td>H16.3.6 ~ H46.3.5</td> </tr> <tr> <td>⑧ 名古屋瀬戸道路</td> <td>2.3</td> <td>H16.11.27 ~ H56.11.26</td> </tr> <tr> <td>全体</td> <td>72.5</td> <td>S45.3.1 ~ H58.3.31</td> </tr> </tbody> </table>	路線名	延長(km)	料金徴収期間	① 知多半島道路	20.9	S45.7.15 ~ H58.3.31	② 南知多道路	19.6	S45.3.1 ~ H58.3.31	③ 知多横断道路	8.5	S56.4.1 ~ H58.3.31	④ 中部国際空港連絡道路	2.1	H17.1.30 ~ H58.3.31	⑤ 衣浦トンネル	1.7	S48.8.1 ~ H41.11.29	⑥ 猿投グリーンロード	13.1	S47.4.1 ~ H41.6.22	⑦ 衣浦豊田道路	4.3	H16.3.6 ~ H46.3.5	⑧ 名古屋瀬戸道路	2.3	H16.11.27 ~ H56.11.26	全体	72.5	S45.3.1 ~ H58.3.31
路線名	延長(km)		料金徴収期間																													
① 知多半島道路	20.9		S45.7.15 ~ H58.3.31																													
② 南知多道路	19.6		S45.3.1 ~ H58.3.31																													
③ 知多横断道路	8.5	S56.4.1 ~ H58.3.31																														
④ 中部国際空港連絡道路	2.1	H17.1.30 ~ H58.3.31																														
⑤ 衣浦トンネル	1.7	S48.8.1 ~ H41.11.29																														
⑥ 猿投グリーンロード	13.1	S47.4.1 ~ H41.6.22																														
⑦ 衣浦豊田道路	4.3	H16.3.6 ~ H46.3.5																														
⑧ 名古屋瀬戸道路	2.3	H16.11.27 ~ H56.11.26																														
全体	72.5	S45.3.1 ~ H58.3.31																														
運営権対価(8路線合計)	<p>1, 377. 0億円(税抜)</p> <p>うち一時金 150. 0億円(税抜)</p> <p>(参考)公社予定最低価          1, 219. 77億円(税抜)          うち一時金 150. 0億円(税抜)</p>																															
事業期間	平成28年10月1日～料金徴収期間満了まで(最大約30年)																															
特徴	<p>愛知県道路公社の公社管理道路運營業は、近傍に立地する商業施設等を運営する事業と連携し、当該道路の利便増進を図るとともに、民間事業者の創意工夫による低廉で良質な利用者サービスの提供、有料道路の利便性の向上、沿線開発等による地域経済の活性化、民間事業者に対する新たな事業機会の創出、効率的な管理運営の実現、確実な債務の償還を図ることを目的とする。</p>																															

住宅局

「PPP/PFI推進アクションプラン(令和元年改定版)」における記載	進捗状況
<p>⑥公営住宅</p> <p>平成28年度から平成30年度までの集中強化期間中の数値目標は達成した。今後についても、コンセッション事業、収益型事業又は公的不動産利活用事業の具体化に向け、引き続き重点分野とし、支援を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公営住宅の建替・集約化に際して、低所得者の居住の安定を図ることを前提としつつ、民間事業者の経営手法や創意工夫を活用することにより管理運営の効率化と資産価値の向上を図るとともに、余剰地の有効活用等を通じて収益化を目指すことが重要である。</li> <li>・このため、将来的なコンセッション事業の活用を視野に入れ、収益型事業や公的不動産利活用事業の積極的活用により、公的負担の抑制を図る。(平成28年度から)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、地方公共団体における基本構想検討に対する支援や、社会資本整備総合交付金及び地域居住機能再生推進事業による整備費への重点的な支援等を実施。</li> <li>・平成28年度以降で11件が事業契約済。</li> </ul>